

Title	"1949年秋-朝鮮戦争"と"合理化投資"(上)
Sub Title	The impact of the Korean War on the economic development of Japan
Author	井村, 喜代子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.80, No.4 (1987. 10) ,p.310(26)- 335(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19871001-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19871001-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

“1949年秋～朝鮮戦争”と“合理化投資”(上)

井 村 喜 代 子

目 次

はじめに

序 節 “1949年秋～朝鮮戦争”におけるアメリカの対日経済政策

第1節 朝鮮戦争の直接的影響

第2節 国家政策の体系的整備 (以上、本稿)

第3節 “合理化投資”の展開

第4節 第Ⅱ期(“1949年秋～朝鮮戦争”～“合理化投資”)の位置づけ (以上、第81巻第1号掲載予定)

はじめに

1949年秋の二大事件とそれに続く朝鮮戦争(1950.6 勃発)は、第2次世界大戦後の世界史に対して一時期を画するものであった。この“1949年秋～朝鮮戦争”はアメリカのアジア政策、対日政策(占領政策・講和政策)に対してきわめて重要な影響を与え、日本経済のあり方をも根底において規定した。

(1) 1949年秋、大戦後の“冷戦”対抗関係に対して、したがってまたアメリカの世界戦略に対して、大きな衝撃を与える二大事件が生じた。ソ連の原爆実験成功(49.8.29.トルーマン米大統領9.23公表, ソ連9.25公表)と、中華人民共和国の成立(49.10.1)である。中国での共産党の勝利はかなり前から予測されていたとはいえ、この中華人民共和国の成立は、中国を大戦後のアジアにおける拠点としようとしていたアメリカにとってその政策の完全な失敗を意味するものであった。また、ソ連の原爆開発は、第2次世界大戦以降、アメリカの外交的優位性を支えてきた原子力独占の崩壊を意味するものであり、しかもそれは、アメリカ側の予想よりもはるかに早かっただけに、アメリカにとっては中国革命成功以上ともいえる衝撃であった。1949年12月以降2ヵ月にわたる毛沢東のモスクワ滞在・「中ソ友好同盟相互援助条約」の締結(50.2.14)は、二つの衝撃の深刻さを痛感させた(ここにはすでに中ソ対立が内包されていたのではあるが)。

かかる二大事件によってアジアの緊張が激化したもとので、1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発したのである。

(2) “1949年秋～朝鮮戦争”は“冷戦”の主要舞台をヨーロッパからアジアへ移し、米ソの軍事力拡大競争を熾烈にしていく。このもとのでアメリカにとっての日本(本土、沖縄)の重要性は格段と

高まり、朝鮮戦争では日本は米軍の出撃基地・兵站基地としての役割を担うことになる。

この時期、アメリカの緊急課題は、アジアにおいて反共の集団安全保障・共同防衛体制を確立することであり、日本はその要とされた。したがって、この時期のアメリカの日本に対する最大の関心はあくまでも軍事的なものであった。アメリカは、朝鮮戦争勃発後、対日講和条約・日米安保条約を急ぎ（51.締結, 52.4.発効）これによって日本の軍事基地の恒久的利用を確保するとともに、日本の再軍備・防衛力増強を要求していく。

わが国は講和条約・安保条約によってきわめて従属的な形で米国の極東軍事体制に組み込まれ、かかる政治的・軍事的な国際的枠組みのもとで被占領を終了し、国際社会に登場することになるのである（52年8月, IMF・IBRD加盟。53年2月, ECAFE加盟。53年10月, GATT仮加盟, 55年6月, 正式加盟調印。56年12月, 国連加盟）。この国際的な政治的・軍事的枠組みは、その後のわが国経済のあり方をも根底において規定することになる。

(3) 朝鮮戦争は深刻なドッジ不況下で苦悩していた日本経済に対して、特需と輸出増加をつうじて景気を一転、いわゆる“朝鮮戦争ブーム”をもたらした。敗戦後わずか数年足らずで朝鮮で戦争が勃発し日本がその兵站基地として利用されたための“ブーム”であったが、わが国の政府・財界はこの朝鮮戦争を日本経済にとっての「⁽¹⁾回生薬」・「⁽²⁾こぼれ幸い」として歓迎し、この戦争を跳躍台として発展していこうとした。朝鮮戦争下の50年10月、鉱工業生産指数は戦前水準(1934～36年平均)を突破、52年には140.0となる。

しかし、朝鮮戦争のわが国経済に与えた影響は“朝鮮戦争ブーム”をもたらしたことそれ自体にとどまるものでは決してない。朝鮮戦争は同時に他面では、米軍活動の活発化と“朝鮮戦争ブーム”のもとで、日本経済の予想以上の脆弱さを明白にし、日本産業の“近代化”・“合理化”の必要性を、アメリカに対しても、日本の政府・財界に対しても、強く認識させた。

アメリカはアジア戦略の見地から、脆弱性を露呈した日本経済に対して急速に資本主義的強化をはかるよう強く要求していく。

わが国政府は、講和条約・安保条約において日本がアメリカの極東軍事体制に組み込まれることを積極的に容認し、いわばそれと引き換えにアメリカから自らの経済的発展のための有利な条件を引き出しつつ、“朝鮮戦争ブーム”で獲得した外貨と企業利潤を利用して、重化学工業の“近代化”・“合理化”をはかりその国際競争力を強化することを日本資本主義発展の至上命令と考えていく。

“1949年秋～朝鮮戦争”によって緊迫化したアジア情勢下、かかるアメリカ側の要求と日本政府の政策目標が重なりあったもとで、急速にわが国経済の発展のための政策体系が確立され、これら政策に主導されて重要基礎産業での“合理化投資”が開始されていくのである。

(4) 以上、“1949年秋～朝鮮戦争”のもとでのアメリカのアジア戦略と対日政策、日本の政策課題と政策体系の確立、一部重要産業における“合理化投資”の開始——これらは、わが国の55年以

注(1) 経済企画庁編『戦後経済史(総観編)』(1957年)320, 325頁。

(2) 『昭和27年経済白書』10頁。

降の“新鋭重化学工業の創出と高度成長”の方向性とその基礎を確立するものであった。

そして、“1949年秋～朝鮮戦争”から“合理化投資”の展開する時期(戦後第Ⅱ期)⁽³⁾の現実、敗戦・占領政策による戦後改革と復興の時期(戦後第Ⅰ期)⁽⁴⁾と同様に、日本経済の把握のためにはアメリカ占領政策・対日政策と日米関係を軸にしなければならないことをわれわれに明示している。

本稿は、この戦後第Ⅱ期を日米関係に重点をおいて考察し、この第Ⅱ期において第Ⅲ期の“新鋭重化学工業の創出と高度成長”の方向性と基礎が確立されることを確認しようとするものである。

なお、本稿はすでに発表した「“1949年秋～朝鮮戦争”における占領政策・講和政策」(『三田学会雑誌』73巻5号、1980年)を前提としている。ただし、本稿の課題に直接関連する対日経済政策のみを書き改めて、序節とした。

“近代化”・“合理化”という用語は厳密なものではないが、この時期に、政府は、戦前・戦中の遅れた技術水準の産業を先進資本主義国の革新的技術水準のものに引上げ、発展した新産業を導入するという内容をもって、産業の“近代化”・“合理化”、“近代化投資”・“合理化投資”と呼び、「産業合理化審議会」,「鉄鋼業・石炭業合理化施策要綱」,「鉄鋼業第1次合理化計画」,「企業合理化促進法」等という呼び方が一般的に使用されていた。したがって、ここではこの呼び方を用いる。

序節 “1949年秋～朝鮮戦争”におけるアメリカの対日経済政策

すでに別稿で強調したように“1949年秋～朝鮮戦争”におけるアメリカの日本に対する最大の関心はあくまでも軍事的なものであった。この時期、アメリカはアジアで反共安全保障体制・共同防衛体制を確立するという緊急課題のため、日本に対しても軍事的・政治的課題の具体的解決を最優先していた。したがって、対日経済政策は、基本的にはこのアジア戦略、対日軍事政策に従属するものとされ、それら課題への経済的貢献のためのものであることは明らかであったが、その具体的内容は必ずしも明確ではなかった。さらに朝鮮戦争の急激な変転がアメリカの経済政策の具体的明確化を阻げるよう作用した。

(1) 朝鮮戦争勃発直後、占領軍は、戦争遂行上アメリカ軍事力強化のために直接日本の軍需生産を利用する意図をもっているような動向を示した。総合経済政策立案の指示(50.9.7)、マッカーサーの吉田首相に対する日米経済協力体制の検討の指示(51.2.16)、マーカッタ経済科学局長によるアメリカ軍需生産拡大に即応する計画の要望⁽⁵⁾(2.19)につづいて、GHQによるいわゆる“トップ・レベル作業”⁽⁶⁾の指示(51.2)が出され、日本の主要産業の未稼働設備を稼働させたいうでの生産水準(Top Level)と未稼働設備の稼働に必要な資金・原材料についての調査が指示された。GHQは同時に、敗戦後生産を制限していた各種の軍需関連分野の生産を急遽解除するとともに、占領直後

注(3) 戦後日本資本主義の時期=段階の区分については、井村喜代子「戦後日本資本主義の生産構造」(『新マルクス経済学講座』5)1976年、有斐閣)で明らかにしたので参照されたい。

(4) 井村喜代子「占領政策の展開」(『三田学会雑誌』72巻2号、1979年)参照。

(5) 以上の指示については、経済企画庁編『戦後経済史(経済安定本部史)』(1964年)第6章第5節、第7章第3節第1項を参照。

の指令第3号(45.9.22)で生産を厳禁していた武器、弾薬、戦闘用海軍艦艇、航空機、及びこれら部品すべてに対しても「総司令部の承認」によって生産を許可し(52.3.8)、その直後この許可権を日本政府に委譲した(4.15)。52年4月26日には、航空機工場314、軍工場131を含む賠償指定工場850を日本に返還した。

これらのため、わが国政府・財界は、アメリカがアメリカ軍事力増強のために直接日本の工業力・兵器生産能力を利用する“日米経済協力”構想をもっているとの期待を強め、ここに兵器生産・防衛生産問題がにわかにクローズ・アップされた。

いわゆる“日米経済協力”は、51年1月対日講和を急いで取りまとめるため来日したダレス特使がダレス・吉田会談で日米安全保障・防衛体制の基本構想を提示したさい、日米間に経済協力体制を整えると発言したことに端を発するといわれるが、しかしそこでは“日米経済協力”⁽⁷⁾といっても、軍事的体制確立の見地からそれに対応した経済協力関係をとることが原則的に確認されたにすぎなかった。

しかし日本財界の朝鮮戦争に対する期待、兵器生産・防衛生産拡大への期待と意欲はまさに驚異的なものであり、経団連はGHQとの話し合い⁽⁸⁾をつうじて日米経済提携懇談会の設立・経済協力懇談⁽⁹⁾

注(6) 「トップ・レベル作業」はGHQモロー補佐官の算定と、それに対して経済安定本部が極秘に試算したものを含んでいる。この試算の前提として、アメリカ国防費の一部(約2,000億円)の供与、原料の必要量の供給、輸入所要船舶にかんするリパティ船の貸与、国内電力供給増大のための外資導入による電源開発の促進・アメリカからの火力発電設備の輸入等を想定して計算された。詳しくは、前掲『戦後経済史(経済安定本部史)』(233～5頁)を参照。

(7) 前掲『戦後経済史(経済安定本部史)』(227～8頁)。

“日米経済協力”はアメリカ側が使用したこと始まり、当時日本の政府もしばしば用い、新聞・雑誌等で広く流布していたが、その内容は明確ではない。

山本満氏は、『日本経済協力』とはダレス特使の来日によって対日講和準備が本格化する1951年初め以降、にわかにクローズアップされた計画、期待、思惑、幻想、スローガン、あるいはそれらすべての混合物のことである。その実体は最後まであいまいであったが、むしろある意味ではそのあいまいさのゆえに、占領終結の前後にまたがる時期の政府、財界、マスメディアなどにおける対米関係および日本の経済自立についての考え方に重要な影響を及ぼした(山本満「冷戦と『日米経済協力』」『国際問題』No.182, 1975年5月号, 17頁)といわれているが、この指摘は適切と思われる。

泰郁彦氏も『日本経済協力』が「あいまいな性格」であったことを認めたくて、「こうしたあいまいな性格にもかかわらず、『日米経済協力』が、50年代半ばに至るまで、日米同盟関係の経済的側面を象徴する政策的表現として生きつづけてきたのはなぜであろうか(泰郁彦『昭和財政史(3)アメリカの対日占領政策』1976年, 東洋経済新報社, 500～1頁)と、検討されている。

(8) 経済団体連合会『経済団体連合会十年史(上)』(1962年, 中央公論事業出版)は、本文の51年2月16日, 19日のGHQ指令について「ここにはじめて、日本を反共の防壁として育成するアメリカの世界戦略体制が、はっきりと具体的な形をとって現われた(216頁, 傍点井村)とし、日本財界の期待が高まったことを伝えている。

この期待は、防衛生産委員会が自衛力規模増大の試算にもとづいて兵器生産能力拡大を計画した有名な「防衛力整備に関する一試案」(53.2)となっていく(経済団体連合会防衛生産委員会『防衛生産委員会十年史』1964年, 第3章参照)。

なおこの防衛生産への強い期待と意欲は朝鮮戦争休戦後も継続する。55年11月, 経団連防衛生産委員会と日本兵器工業会の共同主催「特需砲弾100万発納入記念祝賀会」における浅田神戸製鋼所社長, 河合小松製作所社長の挨拶は、特需による兵器生産拡大の日本経済にとっての意義を強調し、東南アジアへの「兵器輸出」への意欲を燃やしている(同上, 80～83頁)。

会への改組をすすめ、総合政策委員会、防衛生産委員会、アジア復興委員会を設置して、当面は『防衛生産委員会』に活動の重点を置いて新事態に対処する⁽¹⁰⁾とした。政府は通産省重工業局に航空機課を設置、一般兵器生産をも担当するようにしていく（「航空機製造法」52.7.15、「武器製造法」12.11）。

(2) GHQ マーカット経済科学局長は日本で高まった“日米経済協力”問題の対処のために渡米し、米国政府・軍関係首脳との会談の後“日米経済協力”にかんする公式声明を発表した(51.5.16)が、それは、アメリカ側が日本産業をアメリカの軍事力増強・軍需増大に直接結びつけて需要、原料、資金等の優遇措置をはかる考えや特別発注の長期計画をまったくもっていないことを明示した。朝鮮戦争下で甘い期待をもっていた日本の政府・財界に対するアメリカの厳しい態度表明であった。ただし、この声明は、他面では、日本が米国からの新技術の導入、特許権の「直接買入れ」等によって生産能力拡充をはかるよう繰り返し強調し、「東南アジアにおける原料生産と産業力を増大するために日本の産業力を最大限度有益に利用することができる」と米国政府は信じる⁽¹¹⁾という。

対日講和交渉の最高責任者であるダレス特使も、講和後の日米関係について、日本がアジア諸国の「必要とする生産財」を輸出しそれと交換に原料、食糧を輸入することとし、そのためにアメリカ対外経済協力局（ECA）の「援助が活用されよう」と述べた⁽¹²⁾（51.4.19）。51年中葉、ウィルソン米国国防動員本部長官のアジア開発構想の発表⁽¹³⁾、ECAの東京事務所（アメリカの経済援助をうけているアジア諸国のための日本工業品の買付機関）⁽¹⁴⁾の設置等、アジア諸国の援助のために日本の工業力を活用しようというアメリカ当局の動きが活発化した。

この間、朝鮮戦争は激烈な展開の後、51年中葉には休戦が模索されはじめていた。米国の戦略物資買付停止（51.3）、中国爆撃・原爆使用を主張していたマッカーサーの罷免（同.4）、マリク国連ソ連代表の休戦提案（同.6）、休戦会談開始（同.7）となる。

同じ51年中葉、アメリカ側は、対日援助の削減（講和後の廃止）と米政府による米占領軍維持費の一部負担を発表する⁽¹⁵⁾（51.5）。

注（9） 防衛生産委員会事務局長であった千賀鉄也氏の「証言」によると、経団連内に作られた日米経済提携懇談会の発足・組織や経済協力懇談会への改組等は、前もってGHQと話合われていた（近藤完一他監修『戦後産業史への証言(3)エネルギー革命・防衛生産の軌跡』1978年、毎日新聞社、215～6、218～9頁）。なお、同氏の「証言」は兵器生産・防衛生産再開についての興味深い問題への言及を含んでいる。

(10) 前掲『防衛生産委員会十年史』9頁。

(11) 『昭和財政史(1)資料(1)』（東洋経済新報社）101～103頁。

(12) 『資料・戦後二十年史(2)経済』（日本評論社）141頁。

(13) ウィルソン国防動員本部長官は東南アジアから日本に原料を供給させ、日本には見返りに完成品、とくに資本財を輸出させるといふ形で日本経済の全面的活用をはかるという構想を発表した（『朝日新聞』1951.7.23）。また、バーバング米国国防動員局次官も「米国防生産当局が日本の高度の工業能力を連合国の防衛努力に結びつける方途を検討中である」という（同上）。

日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』（1959年）は、このウィルソン構想やバーバング発言を、日本鉄鋼業に明るい見通しを与えたものとして注目している（116頁）。

(14) これはECAの「米国のアジア援助計画の遂行にあたり日本の工業を全面的に活用する計画」にもとづく具体的措置である（『朝日新聞』1951.7.29）。

(3) アメリカの対日政策目標を簡潔に示した1951年5月17日の国家安全保障会議の決定（NSC48/5 付属文書1）は、まず講和条約の速やかな締結、「平和条約と同時に締結すべき」安全保障条約の交渉の速やかな推進をあげた後に、「日本が経済的に自立し、合衆国およびアジアの非共産地域の経済的な安定化にとって重要な製品を生産しサービスを提供するように援助すべきである」という。そして、講和後になすべきこととして、(1)「日本の適切な軍事力の発展を援助すること」、(2)「日本およびアジアの他の非共産諸国で利用するための、原価の安い軍需物資を日本が大量に生産することを援助すること」、(3)日本の国連加盟や「地域的な安全保障の取決めへの参加」のための措置をとること、(4)「日本人をさらに自由世界へと向かわせ、共産主義から遠ざけることをめざす適切な心理的な方策を立案すること」⁽¹⁶⁾をあげている。

この決定ではアメリカの対日政策目標の中心が、アジアの反共体制のなかでの対日講和条約・安保条約の締結と軍事力増強にあること、この観点から経済力強化が必要とされていること、が明らかであるが、しかしこの経済力強化の具体的内容は明確とはいえない。合衆国とアジアの「経済的な安定化にとって重要な製品」の生産と、日本とアジアのための「軍需物資」の生産とでは質が異なる（さらにたとえば前者についても合衆国のためとアジアのためとは相違する）が、それぞれの内容もウェイトも明確ではない。⁽¹⁷⁾なお、アメリカは占領政策の「変更」の頃から、日本経済を復興・強化させる目的のなかに日本・アジアにおける共産主義思想・運動の鎮静＝資本主義体制の安定ということを入れていたが、(4)はそれをも含むものであろう。このような雑然さがあるが、この時期のアメリカの対日政策がもたらしたアジアの反共防衛体制確立・日本の軍事力増強という観点からのものであり、ここで日本の「軍事力の発展」のための「軍需物資」生産拡大の方針が明確に出ていることが注目される。

アイゼンハワー政権（53.1成立）で國務長官となったダレスも、「全極東諸国のなかで日本はもっとも進んだ工業を持っており、また技術上の知識および商業上の経験も一番豊富である。日本は太平洋の自由諸国の安全保障を強化し、同地域の生活水準を引上げるために大いに寄与できる地位にある。日本は直接または間接の侵略にたいし自ら防衛するため、日米安全保障条約の下でその経済力のおよぶ限りの責任を一層果していくものと期待される」という⁽¹⁸⁾（53.7.9）。

講和条約・日米安保条約の締結後、アメリカは日本に対し防衛力増強の要求を一段と強め、それにともない日本の防衛力増強のために、防衛力を日本が自力で賄うために、経済力強化をはかるといった要求が強くなっていった。アメリカの相互安全保障法（MSA, 51）にもとづく MSA 関連協定

注 (15) リッジウェイ最高司令官は、米国防省は7月1日以降、現在日本が負担している米占領軍維持費の一部を米国政府が払うことと、対日経済援助費を削減することを議会に提出すると発表した。対日援助は51年度半減し、52年度打ち切りとなる。他方、米軍維持費の一部負担によって51年度補正予算で終戦処理費100億円が純減し、講和後は日米がほぼ半分ずつ負担することとなる。

(16) 『原典アメリカ史（第6巻）』（1981年、岩波書店）301～3頁。

(17) このことは、この時期におけるアメリカ側のすべての声明、発言に共通することである。前掲、井村「1949年秋～朝鮮戦争」における占領政策・講和政策」113～6頁。

(18) 『戦後資料・日米関係』（1970年、日本評論社）58頁。

(日米相互防衛援助協定、農産物購入に関する協定、経済的措置に関する協定、投資保証協定。54.3.8)は、その現われである。それは軍事的性格の強いもので、⁽¹⁹⁾米国が日本その他の国で使用する軍需品・装備について日本での調達を考慮すること、米国が余剰農産物を日本に供与し、日本はそれに相当する円貨を日銀米国勘定に積立ててその20%程度を「日本国の工業の援助のため、及び日本国の経済力の増強」のために利用し、残り80%は米国が「アメリカ合衆国の軍事援助計画を支持するための日本国内における物資および役務の調達」に利用すること等を規定していた。⁽²⁰⁾アメリカの過剰農産物の処理と日本の防衛力・防衛産業の育成とを結合させる計画であった。ここでは、わが国が、重要な米軍基地のある日本を防衛する軍事的・経済的負担を負うことによってアメリカ極東軍事体制の補強とアメリカの負担の軽減を行なうという基本原則が明確に打ち出されている。

この時期の軍事的要求の高まりは、その後における“冷戦”の局面変化、アジアの危機の一応の収束(ジュネーブ協定、54.7. 台湾海峡危機の回避、55年初頭)によるアジアの軍事的緊張の緩和のもとで、変化していくことになる(この点別稿で考察する)。

(4) 以上、アメリカは、講和条約・日米安保条約締結後の日本に対して、基本的には、アジアの防衛体制強化とアメリカの負担軽減の見地から、①アジア諸国の安定に貢献するために、②また日本の防衛力を日本が自力で賄っていくために、日本経済強化を要求していったとみることができよう。

アメリカはすでに占領政策の「変更」以来、日本をアジアの「反共の防壁」・「反共の工場」とするという政策を出していたが、⁽²¹⁾この時期、アジアの安全保障体制・共同防衛体制が確立されていくなかで、アジアの「反共の防壁」・「反共の工場」ということははるかに重要な内容をもつようになっていったのである。この時期には、日本経済「自立」というアメリカの要求も、ドッジ・ラインのさいのアメリカの対日援助なしの「自立」ということより以上に、このようなアジアの反共安全保障・防衛体制のための経済的貢献を果たすことをも含んだ「自立」となっていったことに注目すべきである。

以上で、この時期におけるアメリカの日本経済力強化の基本的意図は明らかであるが、しかしその具体的内容はなお明確さを欠いていた。アジア戦略への貢献のための経済力強化という基本原則がしばしば強調されてはいるが、アジア諸国に対するいかなる経済的役割なのかその具体的内容は明確ではないし、MSA 協定における防衛産業育成の内容も、一時的で、長期的総合的戦略に裏づけられたものとはいえない。

注(19) アメリカのMSA法はその目的の第一に「自由世界の安全保障ならびに個別のおよび集団的な防衛を強化」することをあげており、軍事援助をうける国家の資格の一つに、「自国の自衛力および自由世界の防衛力増進および維持のために」「一般的経済状態の許す限り全面的寄与を行うこと」をあげている。したがって、これら義務を負うことは日本憲法に抵触する危惧があるという議論が生じ、アメリカ側が抵触しないという解釈を示すことによって協定が成立した。この協定は、憲法第9条の解釈の変質・憲法下での軍事力増強を、日米安保条約の時よりもさらに進める役割を演じた。

(20) 前掲『戦後資料・日米関係』59～64頁。

(21) 前掲、井村「占領政策の展開」参照。

当時のアメリカにとっては、アジアの反共安全保障体制を速やかに確立することが最大課題であり、それに対応する対外援助構想はなお具体的に明確になっていなかったといえよう。51年11月末、アメリカは従来の対外経済援助局（ECA）を解消、対外援助を相互安全保障法（MSA, 51）による軍事援助と結合したものへと移行させるが、アジアにおけるその長期的構想はまだ具体化されていなかったと思われる。アメリカは安全保障体制の確立・強化を実現すれば、その枠組のもとでイニシアチブをとって経済政策を遂行していくことができると考えていたのであろう。

第1節 朝鮮戦争の直接的影響

〔I〕 朝鮮戦争による日本経済の活性化

朝鮮戦争はドッジ・ラインにともなう深刻な不況で苦悩していた日本経済に対して、特需と輸出増加によって1,000～1,500億円といわれた滞貨を一掃し、いわゆる“朝鮮動乱ブーム”をもたらした。

“朝鮮戦争ブーム”それ自体は激しいが短命で、51年の休戦の動向・世界的軍拡景気の反転のもとで、51年夏には早くも貿易商社・繊維問屋の倒産と一部生産の過剰化が生じブームは衰退傾向に陥るが、特需の持続的拡大と政府の景気調整政策によって下降は緩和され、“合理化投資”出現につながっていく。

(1) 朝鮮戦争の直接的影響の中心は、特需と輸出の増大であるが、とくに特需が日本経済に対して重要な役割を果たした。

輸出はすでに朝鮮戦争勃発の2～3ヵ月前から国際情勢の緊迫化を反映して増加し始めていたが、朝鮮戦争による世界的景気上昇・軍拡的物資買付とともに急増し、輸出金額は49年から50年には前年比61%増（単価低下のため数量では93%増）と飛躍的に増大した。だが、51年には輸出金額は前年

第1表 貿易収支と特需

（単位、100万ドル）

	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
輸出A	829.3 ⁽²⁾	1,353.5	1,288.6	1,257.8	1,611.2	2,006.4
輸入B	885.9	1,645.3	1,701.3	2,049.6	2,040.5	2,060.8
A-B	▲56.6	▲291.7	▲412.6	▲791.8	▲429.2	▲54.4
特需 ⁽¹⁾	153.6 ⁽²⁾	624.2	787.7	803.2	602.3	505.1

注(1) 国際収支表の「軍関係消費及び払下財産」であり、これが一般に広義特需とされている（『昭和財政史(Ⅻ)』606頁）。ただし当時の『経済白書』類では外国為替統計の特需が用いられており、これとは一致しない。特需についての国際収支統計と外為統計の相違は『昭和財政史(Ⅻ)』612頁を参照。

注(2) 1950年だけは、国連軍買付91.0が輸出に計上されているが、ここでは、これをその後の取扱いに準じて特需に移した。

資料出所：『昭和財政史(Ⅻ)』第5章、及び『同(Ⅻ)統計』121～3頁の国際収支表より作成。

比65%増であるが、価格高騰により数量では横ばいで、52年には早くも休戦の動向と価格の国際的割高（後述）のため、金額自体前年比6.1%減（数量では横ばい）となってしまう（第1表参照）。

しかも、当時は輸出増大によって生産拡大が生じるとただちに輸入増加となり貿易収支は赤字となった。当時の企業は自己資本の低さから資金、資材ともに余裕のない経営を余儀なくされていたので、ひとたび需要が急増するとただちに原材料不足、輸入の急増と、

資金不足、借入金増大が生じたうえ、政府は外貨収入急増によるインフレ発生の抑制と国際的需給逼迫の予想のため輸入促進策をとった。51～52年、輸出の急増は生産増大を促したが、これはそれを上回る輸入増大を惹起したため、貿易収支の赤字が急速に増大した(第1表参照)。

このような輸出増大の頭打ちと、最初からの貿易収支赤字増大にもかかわらず、わが国の貿易規模拡大・生産規模拡大が持続できたのは、ひとえに特需に依るものといえよう(第1表参照)。特需こそが貿易規模拡大を支え、日本経済の活発化に対して輸出拡大よりもいっそう重要な役割を果たしたとみる理由はここにある。

(2) 「特需」(special procurement)は、米軍(国連軍)関係機関が朝鮮戦争遂行に必要な物資・サービスを日本国内において調達した⁽²²⁾ことにはじまる。

従来、占領軍の占領費用はすべて日本側が負担し、米軍は日本の終戦処理費(財政支出)によって日本の調達庁をつうじて財貨・サービスを調達していたが、朝鮮戦争勃発とともに米軍(国連軍)関係機関が(日本占領のためではなく)朝鮮戦争遂行のために必要な物資・サービスを、日本国内で直接(調達庁を経ずに)ドル払いで調達することとなった⁽²³⁾。かかる特殊な調達とこれに準じるものが「特需」とされたのであるが、かかる特殊な調達が生じた所以は、米軍が日本国内に駐留して軍事行動を展開した⁽²⁴⁾ことにある。

したがって、特需は輸出と同じように需要を形成し外貨収入をもたらすとはいえ、輸出とは質を異にする。国際収支表でもこれは「輸出入」とは区別され「政府取引」となっているが、たんなる政府機関による購買とも異なる。

「特需」の規定・範囲は必ずしも厳密に統一されてはいないが、大体次のように整理できよう。

④朝鮮戦争遂行のために米軍・国連軍関係機関によって日本国内で財貨・サービスが買付けられたもの。これは「狭義特需」であり、「朝鮮特需」ともよばれる。

注(22) このことは、朝鮮戦争勃発直後の大蔵省主計局「朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響」(50.8)、日本とアメリカ合衆国との間の「終戦処理費で仮払された特需に対する支払協定(案)」(50.10)、経済安定本部「朝鮮動乱に伴う特殊需要について(動乱発生1ヵ年分)」をはじめとする当時の公文書(『昭和財政史(4)資料(2)』10-2の(1)～(4)等)から確認できる。

(23) 前掲「朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響」では、米軍の特需の日本国内における調達方式、代金の支払方式は「当初米軍作戦の緊急性より統一を欠き雑然たるものがあつた」が、50年7月13日以降、「調達契約は原則として軍と業者との直接契約による」、支払いは「非表示小切手」使用を原則とすることが定められたという(『昭和財政史(4)資料(2)』546頁)。

加藤新一氏は「マッカーサーは7月22日、日本を朝鮮戦争の兵站基地として活用するためには、それに関わる調達はドル払により、完全に即時払を行う配慮が必要であり、従って終戦処理費およびガリオア資金を朝鮮戦争用として充用しない方針を本国に送付し」、「アメリカ側は少なくとも原則論としては、終戦処理費の占領目的外使用を行わない立場をとったわけである」(加藤新一「終戦処理費」(『昭和財政史(5)歳計(1)』1982年、729頁)という。

以上に、朝鮮戦争において占領軍の特殊な調達として特需が登場する所以と特徴があるといえよう。

なお、占領軍の調達の推移にかんするもっとも基礎的資料は、調達庁総務部調査課『占領軍調達史——占領軍調達の基調——(資料編付)』(1956年)にある。

占領軍の調達と占領費用の日本負担＝終戦処理費が朝鮮戦争、講和条約の過程で変化していく事情については、前掲、加藤新一「終戦処理費」第3章が詳しい。

⑩米国の防衛分担金＝ドル払い（米軍預金勘定への振込）によって買付けられたもの。日米安保条約の後、従来日本が負担してきた米軍駐留費用＝終戦処理費の約半分をアメリカが負担することとなったため生じたものである。

⑪米軍・国連軍の将兵及びその家族の日本における個人消費分。これは、ドルを円に交換する「円セール」によって賄われる。

⑫朝鮮戦争とは直接関係ないが、極東関係の軍事援助・経済援助（沖縄含む）のために、米国防省・MSA資金等によって日本国内において買付けられたもの。朝鮮戦争休戦にともない、⑬が減少するのに代って増大し、「新特需」とよぶばあいもある。ただし、このうちICA（国際協力局）資金による調達のように国際収支表で「輸出」に計上されるものがあるので、注意する必要がある。

一般に、特需は⑭以外をも含む「広義」で用いられており、⑭、⑮、⑯を含む点については大体一致しているが、⑭は時とともにその調達機関・調達方法が変化するうえ、多様な資金、複雑な発注・支払い方法があるので、どこまでを特需とするか明確になっていない。⁽²⁵⁾

なお、⑮に日本の負担する終戦処理費（安保後は防衛分担金）を入れるばあいがあるが、特需の本来の規定からすれば、日本の財政支出によるこれを特需に入れることは適切ではない。⁽²⁶⁾

一部には、特需をもって米軍（国連軍）の軍事的需要を把握しようとする見解、軍事的需要イコール特需とする見解もあるが、これは混乱をまねく。「特需」は上のような内容で登場し使用されているのであるから、その規定にしたがううえで、特需は軍事的需要の主要なものではあるが、しかし特需だけでは軍事的需要すべてを把握できないと考えるべきである。

軍事的需要という点からすれば、日本駐留の占領軍が朝鮮に出撃したのであるから占領軍の占領費用（終戦処理費）と朝鮮戦争費用（特需）の「経費支出区分は実際上不可能」⁽²⁷⁾であって、日本側の負担する終戦処理費による買付けのかなりも事実上朝鮮戦争に利用されていると解釈できる。また輸出されたものがアメリカの軍事的活動に利用されるばあいもある。したがって朝鮮戦争において軍事的に利用された財貨・サービスを把握するためには、特需の他にこれらをも含めて推計する必要があるのである。

注(24) この点は従来の諸文献では必ずしも明確にされていないが、当時の特需の特殊性の基本であり、きわめて重要なものである。なおここでは、軍事行動は、朝鮮戦争のみではなく、アジアの防衛活動をも含めて用いている。

特需にかんする次の指摘は、筆者のこの確認点を事実上容認しているものといえよう。

前掲「朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響」では、その需要が日本国内での「米軍作戦」によることを指摘し、特需の特徴を「通関せず、納入又は引渡が内地に於て行われる一種の内国貿易である」という（同、546頁、傍点井村）。

また、通産省調査課『戦後経済十年史』（1954年、商工会館出版部）では、「特需についてとくに顕著な特色は、それが国民経済上自己支配的な要素がほとんどなく、その発注の無計画性、浮動性、非恒久性によってほんろうされる点にある。また特需契約は米側調達機関の完全な主導下に米軍の調達規則に基いて締結され、契約条項は日本の実状に合わないものが押しつけられる。たとえば、前払い制の排除、調達の都合による契約の打切りや契約条件の変更などにみられるに、契約の従属性、受注における不等価交換は、いわゆる軍需や輸出の性格から遠くへだたるものである」（同書、413～4頁）という。これも特需問題にとって重要な点であるが、かかることが生じるのはまさに筆者の指摘した点ゆえのことである。

一般には、米国防省（国連軍含む）による軍需的購買とされるばあいが多し。これは特需の特殊性の一部ではあるが、しかしこれのみでは、外国公的機関による軍需品や対外援助用物資の輸入（日本からみれば軍需品輸出）と区別されなくなってしまう。

特需の総額は50年より急増をつづけ、53年をピークとして減少していくが、朝鮮休戦協定調印後も54年60,230万ドルを保持する。以上5年間総計、297,100万ドルである（第1表参照）。

特需全体の内訳は朝鮮戦争の推移によって変化し明確ではないが、たとえば52年には上の③約26,000万ドル、④約10,000万ドル強、⑤約29,000万ドルであり⁽²⁸⁾、53年には休戦後の部隊移動によって③が増加し、その後③は急減していく。公表されている特需契約分の内訳をみると、物資とサービス別では、戦争勃発直後2年間は物資が70%前後を占めるが、その後は物資の比重が低下し、5年目ではサービスが58%となる。物資の契約高順位は、第1年目トラック、綿布、毛布、建築鋼材、麻袋、第2年目自動車部品、石炭、綿布、ドラム缶、麻袋で、第3年目以降は兵器の生産認可(52.3)により兵器が第1位に登場する。5年間累計では、物資の順位は兵器(14,849万ドル)、石炭(10,438万ドル)、麻袋(3,370万ドル)、自動車部品(3,111万ドル)、綿布(2,957万ドル)、他方サービス

注(25) ①朝鮮戦争勃発直後の特需については、前掲の経済安定本部「朝鮮動乱に伴う特殊需要について（動乱発生1ヵ年分）」が詳細で、ほとんどの文献はこれに依拠している。この特需統計は総司令部経済科学局情報によるもので、特需の規定は明確ではないが、内容からみて、米軍の日本国内での買付けでドル払いということであり、狭義特需に限定されていると推定される。（初期に、特別調達局をつうじて調達され終戦処理費によって仮払いされた後にドルの支払いのあった約83億円が、特需に入れられている。）

②『昭和28年経済白書』では、「普通特需」として、朝鮮における国連軍の作戦に伴う物資とサービスの需要を指すようである。が、「その他にいわゆる広義の特需」として「防衛分担金のドル払い分」、「連合軍の将兵および家族の日本における消費」があるとし、さらにその他に「沖繩建設など」を加えている（5～6頁）。『昭和29年経済白書』では、主要部分は上の三つと同じであるが、この他に金額としては少いが、「国連朝鮮復興資金、MSA 買付、仏印特需等」があるという（5～6頁）。『経済白書』では、特需が本文の③④⑤を含むことは明らかであるが、その他に、アメリカ及び国連関連のどの資金による買付までを含めるかは明確ではない。これらの公的資金は時期によって多様に変化し、その買付、支払いも複雑であるので、特需の範囲に差が生じることとなる。

③前掲、通産省調査課『戦後経済十年史』の「特需分類表」では、④「朝鮮関係」、⑤「極東防衛関係」、③「日本関係」と分類され、④には、米国防省、MSA、UNKRA（国連朝鮮復興機関）資金、⑤には米国防省、MSA 資金、③には駐留軍用の日本分担金、米国防分担金が含まれている。そして④を「新特需」とし、③は「広い意味」で特需に入れられるという。ここでは、駐留軍の日本分担金までを広義の特需に入れている（411～2頁）。

④なお、IMF 国際収支統計の特需は物資・サービスの現実の引渡しベースで計上されるのに対して、外国為替統計では外貨の入金ベースで計上されるので、特需の数値の差が生じることになる（犬田章『昭和財政史(4)国際金融・貿易』1986年、612頁参照）。

(26) 前掲、通産省『戦後経済十年史』。

なお、利用度の高い「特需契約高及び支払高」統計（53年9月まではアメリカ大使館調、その後は日本銀行）でも、調達庁を通じる労務の支払分は含まれており、52年4月29日以降は「日本政府の防衛支出金による円支払高」も計上されている。

(27) 加藤新一氏は「現実には在日占領軍そのものが朝鮮出撃軍と化し、占領軍調達が朝鮮戦争向兵站と化しているもとは経費支出区分は実際上不可能であったというほかはない。終戦処理費の朝鮮戦争向立替額は日本側では把握できず、また司令部からも公式の表示はなかった」という（前掲「終戦処理費」730頁）。

(28) 『昭和28年経済白書』5～6頁。

(29) 『昭和29年経済白書』6頁。

(30) 特需契約高は、本文分類の③と④の契約分の他、上記注(26)の部分、MSA 資金による契約の一部を含んでいるが、③の将兵・家族の個人消費分は含まれていないと推察される。経済企画庁「特需契約5ヶ年の概要」（1955.9）（前掲『資料・戦後二十年史(2)』160頁）。

の順位は建物建設(10,764万ドル)、自動車修理(8,304万ドル)、荷役・倉庫(7,592万ドル)、電信・電話(7,121万ドル)、機械修理(4,822万ドル)である。兵器生産が認可され増大したことは注目すべきではあるが、当時の兵器の内容は火薬・弾薬が中心である。(兵器生産開始後1年間の兵器受注総額7,329.9万ドルのうち、火薬、弾薬は7,209.7万ドルで98.6%を占め、完成兵器はわずか1.4%であり、しかもそれは「野戦兵器」であった。)⁽³¹⁾近代戦争のための新鋭兵器の生産は当然のことながら、日本ではまったく行なわれてはいない。日本が朝鮮戦争における出撃基地・兵坦基地として利用されたことを反映して、修理や建設・荷役等のサービスの比重が高いことと、物資では火薬・弾薬、石炭、自動車部品が多いことが注目される。上の◎将兵・家族の個人的消費の比重の高さも同じ事情を反映するといえよう。

特需はその性質上、米軍の作戦上日本国内で調達する必要があるものであるうえ、そのかなりがサービスであったため、わが国商品価格の国際的割高にもかかわらず、特需の方は高水準を持続できたのである。また、休戦動向が現われても朝鮮半島の緊張のもとで特需は増大を続けたし、朝鮮休戦協定調印後もアジア防衛関係の特需が増加したため、特需総額はかなりの水準を継続するのである。

この特需は、額としてはたとえば朝鮮戦争勃発後1ヵ年間の特需総額は50年のGNPの3.7%弱にすぎないが、しかしこの時期におけるわが国の経済活動を活発化するうえにきわめて重要な役割を果たした。

外貨収入のうちで特需収入が占める比重は、51年26.4%、52年36.8%、53年38.2%、と非常に高く、外貨不足に悩んでいた当時の日本にとって外貨収入源として重要な役割を演じた。外貨保有高は49年12月末にはGHQ勘定を含めてわずか23,800万ドルにすぎなかったが、51年末91,300万ドル、52年末112,200万ドル、と急膨張する。

そしてこの特需はすでに指摘したように、この時期拡大した貿易赤字を埋め合わせることによって、この時期におけるわが国の貿易規模・生産規模の持続的拡大を可能したのである。この赤字を埋め合わせる特需がなければこれだけの輸入の拡大・生産規模の拡大は出来ないし、これだけの規模の輸出拡大も不可能であったろう。敗戦後からドッジ・ライン迄の間は対日援助によって貿易収支赤字が埋め合わされていた、というより対日援助分だけ入超が可能であるという状況であったが、ドッジ・ライン以降、対日援助が削減・廃止されていくもとの、これに代って特需が入超をカバーする役割を演じたのである。

とくに、朝鮮戦争休戦以降における世界的景気後退とわが国商品の国際的割高のもとで輸出が低迷するにもかかわらず、特需がその特殊性によって上のような高水準を持続し得たことは、わが国の国際収支上きわめて重要な意味をもっており、わが国の経済活動の下降を阻止する役割を演じた。

また、国内商品価格・輸出価格の上昇率が輸入価格上昇率を上回ることは、輸出関連の個別企業に高利潤を与えるが、特需の存在が、入超の赤字を埋め合わせることをつうじてかかる価格の状況

注(31) 前掲、通産省『戦後経済十年史』259頁。

のもとでの輸出入規模を許したのであるから、この面で特需は関連企業に高利潤を与える作用を果たしたといえる。

(3) 特需と輸出増大は、滞貨を一掃して、生産の急速な拡大を促した。朝鮮戦争下の50年10月、鉱工業生産指数は戦前水準(1934~6年平均=100)を突破し、50年度104.6、51年度131.4、52年140.0と飛躍的上昇を示した。

朝鮮戦争勃発後に顕著な増加を示した輸出品目は、戦前よりの伝統をもつ繊維品と、鉄鋼を中心とした金属品、機械機器であるが、52年までは繊維品よりも金属品、機械機器の増大率の方が高い。とくに鉄鋼の輸出は49年3,200万ドルから50年7,200万ドル、52年20,600万ドル、53年25,900万ドルと急増する。このため、52年には輸出の品目別構成で金属品26.4% (鉄鋼20.3%)、機械機器9.9%となり、両者計が繊維品35.6%を抜いたことが注目される。(ただし53年以降、再度繊維品の比重が上回るようになる。)特需品目は上にみたとおりである。

生産は、特需と輸出に関連する生産部門を中心に不均等な拡大を遂げる。製造工業生産指数(1934~6年=100)は50年度104.7、51年度132.1、52年度141.6と推移するが、同年度、機械は143.2、182.1、186.6、金属は132.5、171.8、170.8と群を抜いた伸びを示している。繊維は特需と輸出によって生産増加をみせたとはいえ、戦前指数では50.0、64.0、71.2と、戦後における顕著な衰退が注目される。特需・輸出に関連するこれら生産部門では生産拡大のみではなく、利潤率も急上昇した。朝鮮戦争勃発後、輸出品価格は高騰、国内の工業製品価格も特需・輸出関連品目を筆頭に高騰、これに比して基礎原料輸入価格の上昇はかなり下回ったうえ、これらの輸出価格・国内販売価格の高騰に比して賃金上昇はいちじるしく遅れ、この間の操業率上昇とともに賃金コストを低下させたので、利潤率が急上昇したのである。これら部門では生産拡大と利潤率上昇によって企業利潤は大幅に増大し、これは後にみる“合理化投資”の重要な基礎となる。

〔Ⅱ〕 日本経済の脆弱性の露呈

朝鮮戦争は以上のように“朝鮮戦争ブーム”をもたらしたが、同時に他面ではアメリカ軍の軍事活動の活発化と生産拡大過程をつうじてわが国経済が予想以上に脆弱であることを明るみに出した。

(1) わが国の生産技術は、戦中・戦後の長期にわたる空白のため、先進資本主義諸国に比べいちじるしく立遅れていたうえ、機械設備は極度に摩損し老朽化していた。したがって、“朝鮮戦争ブーム”で需要が急増しても、充分その需要に対応できなかった。(通産省調査によれば、1950年末、発電設備(認可出力)では経過年数11年以上のものは水力77.3%、火力95.0%で、21年以上をとっても水力43.9%、火力41.9%にのぼる。鋼材圧延設備は、アメリカでは1942年以降のものでなければ「近代的」とみなされないというが、日本では39年以降の設備は薄板・中板ではほとんど無く、厚板で47.8%のみである。反対に機

(33)

齡20年以上の28年以前の設備が薄板39.5%、中板25.4%、厚板32.3%も存在するのが注目をひく。機械工業の

注(32) 企業利潤率・利潤額は、現存統計で容易に把握できないが、この時期における顕著な利潤率上昇・利潤額増大は、各種の白書類でも等しく認められているところである。

(33) 通産省企業局編『企業合理化の諸問題——附 企業合理化促進法の解説』(1952年)28~30頁。

技術水準を反映するといわれる工作機械は国産の約60%が機齢10年以上のものであり、外国製工作機械については輸入が40年以降途絶したため全般的に老朽化しており、その50~60%は「精度の低下著しく、又は殆んど使用に適しないものである」という。⁽³⁴⁾

他方、朝鮮戦争下で、わが国の電力・石炭・石油等のエネルギー供給能力、陸運・海運の輸送力、通信能力の欠乏の深刻さも明白となった。

たとえば、国鉄貨物輸送の逼迫状況を、所要車（需要）に対する使用車（供給）の比率でみると、全国平均で朝鮮戦争勃発直後の50年6月頃は9割程度充足されていたが、10月以降需要の急増により4割程度にまで低下し、駅頭滞貨は朝鮮戦争勃発以降累増した。貨車は車齢平均27年という旧さである。⁽³⁵⁾ 占領軍にとっては、朝鮮戦争下の輸送にとって不可欠な道路の欠如も大きな不満であった。

海運での船腹不足もきわめて深刻であった。朝鮮戦争によって世界的に船腹不足が表面化し、50年年末GHQは対日援助物資の輸送を今後日本船に切り替える意向を示した。同年8月以降米国はじめ主要国で日本船の入出港が許可された。他方、これに加えて中国貿易の禁止措置によって米国等の遠隔地からの輸入増大が余儀なくされた。日本船による外航輸送実績は50年度には前年度に比し90%増加したものの船腹不足は深刻で、日本船による貿易物資の積取比率は50年度輸入量の26.6%、⁽³⁶⁾ 輸出量の16.6%に過ぎない。

電力も、空襲による火力発電設備の大被害・設備の老朽化と、石炭・薪炭不足による代替需要の急増により、深刻な電力不足となり、戦後、電力の使用制限の公的措置が54年迄続いた。

これらの供給能力は、近代的軍事作戦遂行のためにも、近代的産業の発展のためにも不可欠であったから、かかる実状は、アメリカにとっても、わが国政府・財界にとっても、深刻なものであった。

占領軍は朝鮮戦争勃発後、朝鮮戦争の兵站基地にとって不可欠な電力供給の拡充を憂慮し、マッカーサーの吉田首相宛書簡⁽³⁷⁾（50.11.22）によって電気事業再編成の促進を指令、ポツダム政令によって9電力会社体制が発足、電力業の“合理化投資”が推進される（後述）。また、ドッジ・ライン以降占領軍の直接管理下に置かれていた対日援助見返資金特別会計の資金の私企業投資分が朝鮮戦争直後に拡大し⁽³⁸⁾（50年度338億円、51年度483億円、53年度332億円）、そのほとんどが電力、海運に集中しているのが注目される。

(2) わが国経済力の脆弱さは、朝鮮戦争勃発後におけるわが国物価の顕著な上昇と、世界貿易に占めるシェアの低下に端的に現われている。

注 (34) 同上、32頁。

(35) 前掲、経済企画庁編『戦後経済史（総観編）』354頁。

(36) 同上、355~6頁。

(37) 電力業の再編成については、財界も国営・国管で低い電力供給を要望し、50年4月国会では、GHQの意向をうけた政府修正案は審議未了となり、11月国会で再度論議されていた。この国会開会中、マッカーサー書簡が出され、ポツダム政令によって電気事業再編成令と公益事業令が公布された。ここには、朝鮮戦争下で電力確保を重要視した占領軍の厳しい態度が示されている。

(38) 日本開発銀行『日本開発銀行十年史』（1963年）495頁。

わが国物価は、ドッジ・ラインによるインフレ収束後は安定していたが、朝鮮戦争によって一変した。朝鮮戦争下での日本の地理的有利性による輸出増大・特需増大と生産力の低さ・供給能力の不足によってわが国の輸出契約価格は繊維、金属を中心に急騰(50年6月から51年3月までに90%上昇)、特需価格も高騰、関連商品の国内価格を騰貴させた。輸入価格も若干遅れてより低い率ではあるが上昇し、輸入原料依存の高い生産物のコスト増に作用し関連商品の国内価格を騰貴させた。朝鮮戦争勃発後、軍拡ブームのもとで世界的に価格は上昇傾向にあったが、50年6月を100とした51年4月の卸売物価の指数は、アメリカ117、イギリス124、西独126⁽³⁹⁾に対して、日本は153と群を抜いた上昇率である。世界的軍拡景気の反転後、価格は低下するがこの開いた価格差は持ち越される。わが国の価格の不均等的上昇は、国際競争力の弱さを倍加するよう作用した。

しかも、朝鮮戦争勃発直後にアメリカがわが国の中国貿易を禁止した結果、中国からの鉄鉱石、粘結炭、塩その他素原料の輸入が不可能となり、素原料の輸入先の遠隔地化による運送費増加＝コスト高をもたらす要因が生じていた。

わが国の51年の輸出を戦前と比較すると、朝鮮戦争による増大後にもかかわらず、戦前水準を100とした51年の輸出(数量)指数は僅かに36にすぎない。同じ時期の諸外国の輸出(数量)指数を見ると、大戦後、資本主義世界の輸出全体は戦前よりも拡大しており、アメリカの230は特別としても、敗戦国の西独136、イタリー124も戦前水準を越えているのであるから、戦後日本の輸出力低下はきわめて顕著といえよう。⁽⁴⁰⁾ 鉱工業生産指数が50年10月に戦前水準を突破したことと対比しても、戦後の輸出競争力の弱化的著しさは明らかである。わが国の戦前の輸出では天然繊維が圧倒的比重を占めていたが、第2次世界大戦後は後進国において繊維業等の軽工業が成長し、世界貿易の中心は重化学工業に移っていた。

しかも、日本に輸出増大をもたらした朝鮮戦争は予想より早く休戦の様相を示し、世界的軍拡景気は51年中葉には退潮傾向を示し、52年以降わが国の輸出も低迷していた。もっとも特需はその後も拡大するが、特需はその性質上永続を期待できないものであり、事実53年をピークに減少傾向となる。

(3) 朝鮮戦争は、以上をつうじて日本経済の進路に対しきわめて重要な影響を与えていく。

アメリカは、すでにみたようにアジア戦略上、日本経済強化を要求していたが、朝鮮戦争下で露呈した日本経済の脆弱性に直面し、その必要性・緊急性をよりいっそう強く認識していく。

他方、わが国政府・財界は、朝鮮戦争休戦にともなう事態と52年4月の講和発効＝被占領終了のもとで、重要産業における“合理化投資”をつうじて重化学工業を中心とした貿易構造に転換すること、特需依存から脱却して特需なしに国際収支均衡化をはかること、を日本にとっての至上命令としていくのである。

『昭和28年経済白書』の「総説」は「特需あるがために日本の経済水準は上昇したのだが、特需

注(39) 前掲、経済企画庁編『戦後経済史(総観編)』343頁。

(40) 『昭和27年経済白書』14頁。

にすがりつかなければ立ってゆけないような歪んだ経済の姿に陥ったことは、むしろ特需の罪に数えなければならぬであろう」とし、「現在の手持外貨を使ってしのげるその後1～2年の間に、われわれはどれだけの手を打たなければならぬであろうか」と問い、輸出拡大を最優先させた「自立経済達成」⁽⁴¹⁾を強調している。

ここにおいて、アジア戦略上から日本経済力の強化を要求するアメリカと、重化学工業の発展によって輸出競争力の強化・日本経済の「自立」を実現していくことを至上命令と考える日本政府・財界との間には、基本的には利益の共通性があったといえよう。かくして日本政府は、アメリカのアジア戦略・日米安保体制に全面的に協力し、アメリカにとっての日本の重要性・アメリカの日本経済力強化の要求を利用しつつ、“朝鮮戦争ブーム”で獲得した外貨と企業利潤を用いて重化学工業の“近代化”・“合理化”を実現するために総力を挙げていくのである。アメリカの要求と日本の要求の重なりあったもて、国家政策の体系的整備が急速にすすめられ、重要基礎産業において敗戦後初めての“合理化投資”が実現することとなるのである。

第2節 国家政策の体系的整備

この第Ⅱ期に戦後日本の経済発展のための政策体系が急速に確立するが、それは大別して〔Ⅰ〕対外取引関係規制の法体系と〔Ⅱ〕国内政策体系とに分けられる。これらのうち、一部はこの時期の“合理化投資”に効力を発揮して役割を終るが、その大部分は55年以降の第Ⅲ期をつうじて新鋭重化学工業の創出＝高度成長に対してきわめて重要な役割を果たすので、これら政策体系の確立は第Ⅲ期における新鋭重化学工業の創出＝高度成長の基礎を固めたといえることができる。

〔Ⅰ〕 対外取引関係規制の法体系

日本の対外取引関係を規制する法体系の整備は、敗戦以降占領軍が掌握していた管理権をドッジ・ラインの後に日本政府へ委譲する過程で実現されていった。

敗戦後、占領軍はわが国に対する管理・支配の中軸として、対外取引及び外貨・外国為替を管理する権限を完全に掌握し、貿易も全面的管理のもとにおいていた。⁽⁴²⁾（貿易については占領政策の「変更」とともに管理貿易の枠内ではあるがGHQの承認のもとに制限付民間貿易が許可されその制限が緩和されていく。）その後アメリカは日本経済の「自立」と通貨価値の「安定」とを求めて“経済安定9原則”

注(41) 『昭和28年経済白書』29～30頁。

(42) 敗戦後、日本は、対外経済取引を原則として禁止され、外貨、為替取引、為替相場、為替銀行も存在しない状況におかれていた。

貿易も連合軍最高司令官の管轄下におかれ、対外的にはGHQが貿易取引の主体となり、日本の商工省の外局として設置された貿易庁が輸出品をGHQに納入、輸入品をGHQから受取る窓口となっていたが、輸出入品の輸出入先や外国との取引価格はGHQによって決められていた。占領政策の「変更」ともない、48年初頭以降、民間貿易にかんする制限が緩和されていくが、49年年末までは外貨資金はGHQの管理下にあったので、いわば為替の無い状態で、GHQの管理下での貿易であったといえる。以上、詳しくは前掲、犬田章（『昭和財政史(5)』を参照されたい。

を実施し、1ドル=360円の単一為替レートを設定(49.4)、それにともない民間輸出の許可(49.12)・民間輸入の許可(50.1)を与えるとともに、外貨・外国為替の管理権限を日本政府に委譲し、日本政府がこの管理権限をつうじて早急に国際競争力を強化し、対日援助なしの「自立」を達成していくよう強要していく。こうした状況下に、アメリカの意向をうけ、アメリカとの協議をつうじて「外国為替及び外国貿易管理法」(通称、外為法)とその特別法としての「外資に関する法律」(通称、外資法)が成立し、日本の対外取引関係を規制する法体系が確立することとなる。

(1) 「外国為替及び外国貿易管理法」は占領軍の掌握していた外国為替、外国貿易の管理権限の委譲の過程で、GHQ と日本政府及び IMF 専門家の共同作業を経て⁽⁴³⁾49年12月制定されたが、この外為法の規定を実施するための関連重要法令(「外国為替管理令」、「外国為替等集中規則」、「輸出貿易管理令」、「輸入貿易管理令」等)は半年後の50年6月30日施行となる。

外為法の目的は「外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行」うこと(第1条)であり、この外為法の「管理」、「制限」の主要内容は、国家が外国為替予算制度の採用、外貨資金の国家への集中、外貨資金の流出の制限・禁止によって貿易為替・外貨を全面的に管理することと、さらに国家に集中した外貨を外国為替予算にもとづいて重要度に応じて割当てこれをつうじて貿易をも同時に規制すること、である。

輸出はごく一部を除いて原則として自由であったが、輸出によって取得した対外支払手段、外貨債権は外国為替銀行等に売却するよう義務づけられていた。他方、輸入については、外貨不足による債務不履行の防止と乏しい外貨の有効利用という理由から、政府が外国為替予算制度、外貨割当をつうじて輸入金額・輸入品目を規制することになっていた。こうして政府は一方では、外国技術の導入・機械設備の輸入や原料の輸入に対して外貨を優先的に割当てて重要産業の“合理化投資”を促進できるとともに、他方では、外貨割当の制限によって競争的外国製品の輸入を制限・遮断して自国の重要産業を効果的に保護・育成することもできたのである。⁽⁴⁴⁾

実際上の運営では、最初はこの外為法の管理機能の中心は、国際収支の均衡化の手段として、外貨の節約をはかり、重要原料や“合理化投資”のための外国技術導入・機械設備輸入に対して優先

注(43) わが国の外国為替管理委員会は素案を作成し、他方、IMF から派遣されたムラデク、ウイチン、GHQ の招聘したアメリカ本国からのフリール使節団、西独の専門家ローガン氏等が、GHQ 日本側担当官と意見を交換し、最後は IMF スタッフ、GHQ 側、日本側と共同委員会を設置して短期間にとり纏められたという。

外国為替管理委員会の為替課長として最初から外為法制定に携わっていた渡辺誠氏は、外為法制定の経緯について「外為法は、GHQ と日本政府および IMF の専門家の短日月の共同作業の末に、最終的には GHQ 側が英文で書き上げ、それを法制局の澄田参事官のところへ持ち込み、一晩がかりで日本語に書き改めた」という。(『外為法異聞』、『昭和財政史』刊行だより4 1頁)。

近年占領史研究が活発化しているが、外為法や外資法については何故か研究がすすめられていない。しかしこれらの成立過程やその過程におけるアメリカ政府・占領軍・日本当局の意図の推移等は占領終了前の占領政策・対日政策を理解するうえできわめて重要であり、占領史研究の重要な課題と思われる。

(44) 外為法については、大蔵省関係者による福井博夫編著『詳解 外国為替管理法』が詳しい。

的に外貨を割当てることであったが、その後急速に輸入の制限・遮断によってわが国産業の保護・育成を実施するための手段という面が強化されていった。⁽⁴⁵⁾ 外貨予算制度・外貨割当規制による競合製品の輸入の遮断は、輸入制限としては保護関税よりもいっそう徹底して実現されるものであり、日本政府はこの規制をつうじて“合理化投資”によって国際競争力を強化しようとする国内産業を徹底的に保護・育成していくことになる。55年以降の新鋭重化学工業の創出において外為法は強力かつ有効に、わが国産業の保護・育成のために役立てられていくのであって、外為法による管理・制限がなければ新鋭重化学工業の創出はとうてい不可能であったといっても過言ではない。

かかる外為法がアメリカの容認のもとに成立した背景には、アメリカがアジア戦略上から日本の急速な経済的「自立」の達成を要求していたという事情があった。国際競争力が著しく弱体化し国際収支の均衡化が一大困難であった当時の日本経済に対して、アメリカはすでにみた管理権の日本政府への委譲をつうじて、日本が急速に国際収支の均衡化を実現するよう督促したのである。外為法の管理・制限はなによりもまず国際収支均衡化のための手段と考えられており、かかる手段が必要な一時期に限って容認されたのである。(外為法第2条では、ここでの「制限」は「その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する目的をもって再検討する」とされている。ただし日本側はその後長期にわたって外為法の「管理」、「制限」を持続しこれらを有効に活用していく。) なお、アメリカは管理権の委譲をつうじて、管理権をもつ日本政府に対して一定の支配力をもつことができた。(事実、朝鮮戦争の勃発直後には、この「輸出貿易管理令」の輸出承認規則によって中国への輸出禁止・共産圏諸国への輸出禁止が実施された。管理権の正式かつ最終的委譲は講和発効の52年4月28日である。) かかるものとして発足した外為法が、その後わが国政府によって、当時アメリカが予想していたよりもはるかに強力かつ有効にわが国産業の保護・育成のために役立てられていくのである。(この過程については、第Ⅲ期を対象とする別稿で考察する。)

上にみた外為法の制定とその実際上の運用は、「優先外貨制度」(49.7)・「輸出振興外貨資金制度」(51.12)の経過とも共通している。⁽⁴⁶⁾ この制度は、輸出振興のために、輸出業者・製造業者が輸出によって取得した外貨資金の一部を(原料輸入等のために)優先的に使用することを許す輸出報奨的制

注(45) 犬田章氏は「国際収支の困難打開に当たっては、輸入制限すなわち外貨予算の圧縮という形で対処することとされ」たが、その後、「外貨予算制度に内在する輸入制限的性格により、昭和30年代に入り、外貨予算制度は、国際収支均衡の具というよりは、国内産業政策の一環として、国内産業保護という役割を演ずるとい性格が強まってきた」、「外貨収支の均衡を確保するという本来の目的から、しだいに国内産業を保護するための“障壁”としての役割が、昭和30年代に入り認められるようになった」といわれる(前掲『昭和財政史(Ⅱ)』263~4頁)。

外為法にもとづく外為管理の役割の中心が、實際上変化していったことは明白である。

しかし、日本政府は、かかる産業保護の役割を最初から充分認識し意図していたと推察される。だが、52~53年の“朝鮮戦争ブーム”に続く“合理化投資”の時期には、外貨予算・割当制は先ず“合理化投資”のための技術導入・機械設備輸入を促進する手段として活用される必要があったのであり、その後導入技術によって国内生産化がすすめられる過程で、競合製品の輸入の遮断により国内産業の保護・育成をはかる手段という面が強くなっていくのである。この点、本稿第4節からも明らかであろう。

(46) 前掲、犬田章『昭和財政史(Ⅱ)』第4章第3節を参照。

度であり、ドル地域向け輸出の促進に大きく寄与したのであるが、この「優先外貨制度」は単一為替レート設定後、GHQ が日本の輸出増進・国際収支均衡化のために指令し、ポツダム政令⁽⁴⁷⁾によって実施されたものである。これが外為法の制定後に「輸出振興外貨資金制度」と変更され、その後IMF総会（52年秋）で問題となって53年8月に廃止されさらに新しい制度となる。かかる輸出優遇措置がGHQの指令によるポツダム政令として発足したということは、アメリカが当時、日本の国際競争力強化・国際収支均衡化を強く要望し、そのためにかかる優遇措置を許容したことを示すものとして注目に値する。また、このアメリカの措置が日本政府によって最大限利用され、「国際的な監視のもとで許容される限度一杯の政策がその形態を時々刻々変えながら継続され」⁽⁴⁸⁾、日本の重要産業の保護・育成に役立てられていくところには、外為法と共通する当時の日本政府の基本的姿勢が反映されているといえよう。

なお、当時のアメリカの日本に対する要求との関連で、外為法の制定直後に「当時の経済事情と総司令部の意向とを反映し」⁽⁴⁹⁾て、低率関税の関税法（51.5.1）が制定されていることにも注目すべきであろう。この関税体制は、従量税の従価税への切替えとともに、低率関税の原則にたって原料類を最低率とし、加工度が高まる製品には税率を高めるというものであったが、これは大量の農産物・原油・原料の対日輸出を要望していたアメリカ資本に対する利益を保障するものであった。⁽⁵⁰⁾アメリカは、日本経済の「自立」・国際収支均衡化のために一定の措置を許容するのではあるが、アメリカ資本が直接関係し強い関心をもつ分野ではできうるかぎりアメリカ資本の利益の保障を実現していたといえる。このことは以下の外資法にも共通していると思われる。

なお、この時期、わが国政府は外為法の基礎上で、一時的な輸出振興政策として、きわめて手厚い保護措置をとった。上に指摘した外貨資金特別優先割当制の他、原料リンク制（商品輸出量に応じて当該商品の原料購入の外貨を割当てるもの、原棉、紙、羊毛等）、輸出所得控除制（輸出取引から生じる収入金額の一定率を特別控除し租税面で優遇するもの）、出血補償リンク制（船舶・プラント等の輸出にともなう赤字を埋めあわせる目的で、利益の高い砂糖輸入権を輸出業者に割当て、輸出業者はそれを砂糖製造業者に⁽⁵¹⁾売却して利益を得るもの）等である。これらは国際的非難によって短期間の後に変更・廃止されてい

注（47） GHQ の49年6月24日付覚書にもとづいた「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」である（『資料・戦後二十年史(2)』日本評論社、207～8頁）。なお、ポツダム政令については前掲、井村「占領政策の展開」（27～8頁）を参照されたい。

（48） 前掲、犬田章『昭和財政史(15)』458頁。

（49） 通産省通産局『戦後日本の貿易20年史』472頁。『昭和財政史(18)、資料(2)』三「関税」に収録されている同法成立にかんするGHQ及び日本側の諸文書も、このことを示している。主計局覚書（50.3.9）には「本問題に関しては屈辱的であるとか、その他色々意見もあるが……」「我々のこの際採るべき大局論としては主食の恒久免税を一時免税の方に移し得れば、その他の点は一応眼をつぶって我慢することにあると思う」（同書、243頁）という意見もある。

（50） もっとも、工業原料・原油等については低率関税は、日本の資本にとっても利益であった。原油・重油輸入については関税を10%としたうえで暫定措置として50～55年免税とされ、「合理化」機械の輸入にも関税率引下・免税の措置がとられたが、ここではアメリカ側と日本の資本との利益が合致しているといえる。

（51） 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』（1963年）38～44頁。

くが、かかるいちじるしい輸出優遇措置が種々生みだされたことは、当時のわが国の政策の本質を反映するものといえよう。

(2) 「外資に関する法律」も“経済安定9原則”実施後、アメリカ側関係者、IMF関係者、日本側担当官による審議を経て制定された。日本側は芦田内閣組閣(48.3)当時から占領軍に外資導入を要望してきたが、アメリカはその前提として日本経済の安定が不可欠であるとし、“経済安定9原則”の実施の後に、外資の保護立法措置をとることを条件に外資導入体制を容認し、ここに外資の保護法規としての外資法の成立をみることとなる。

この外資法は「外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講」ずる(第1条)ことによって、外資導入を促進しようとするものである。その「保護」措置の主要内容は、外国投資家に対して、技術援助契約の締結、証券及び貸付金債権の取得について外資法による認可をうければ、それらの収益金と元本の償還金の対外送金を、外為法の許可をうけることなく、日本の外貨事情の如何にかかわらず、「保証」することである。さらにまた、強制収用への保護措置として、政府・地方公共団体等による外国資本の「収用」・「買収」のさいに当該対価の送金を同様に「保証」した。⁽⁵²⁾

このような外資に対する「保護」内容は先進資本主義諸国には見られないような特別優遇措置であるが、ここには、アジア戦略上日本経済の強化を必要とするアメリカ国家、充分な法的保護のもとで技術輸出・資本投下によって利益を獲得しようとするアメリカ企業(外国企業)、かかる過大な優遇措置によってでも外資導入・外国技術導入を行ない重化学工業の技術発展を実現しようとするわが国政府・財界の利益が重なっていたといえよう。この時期の“合理化投資”に始まるわが国の新鋭重化学工業の創設は、そのほとんどが外国技術の導入にもとづくものであり、外資借款も一部産業(電力・鉄鋼)において重要な役割を演じたのである(後述)から、この外資法が外国技術導入にもとづく新鋭重化学工業創出において果たした役割はきわめて大きいものがあったといわねばならない。

外国技術導入は、技術援助契約にともなう対価の外貨による海外送金が「1年をこえる」長期にわたるばあいには外資法で保証をうけ、対価支払い及び契約期間がそれ以下のものは外為法によって送金が許可されることになっているが、本格的な外国技術導入は前者の外資法にもとづくものである。

外資法は上のような外国資本の海外送金・外国資本の保護によって外国資本導入を促進することを主要課題とするものであるが、他面では外国資本投下を制限する面をもっていたことも注意しておく必要がある。外資法第1条は上の保護規定に先だち、「日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め」といい、これによってわが国企業の経営権を防護する措置がとられた。外国投資家は技術援助契約の締結、証券及び貸付金債権の取得

注(52) 当時、外国資本の日本進出についての不安のなかに、戦争中の日本政府による外国資産の処分の経験と、敗戦後の日本労働運動の高揚があった。

について認可を必要とし、その認可は「国際収支の改善に寄与する」か、「重要産業又は公益事業の発達に寄与する」か否かを基準として(第8条)行なわれることになっていた。そして実際の運営において、産業の「近代化」・「合理化」に不可欠な技術導入・外資借款には積極的であったのに反し、わが国の重要産業に対する経営参加を目的とする直接投資については厳しく規制し、わが国企業の経営権を保護する方針が採られたのである。この外資法も外為法と同様、当該問題についてできるだけ自由であるべきとし、投下の「届出又は認可の制度は、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止されるものとする」(第2条)としていたが、その後長期にわたってわが国資本の経営権を擁護する役割を果たすこととなる。(なお、直接投資への制限については、外資法のみではなく外為法も一定の作用を果たしている。外為法による管理、なかでも厳しい輸入規制は、直接投資する外国企業に対して本国からの輸入制限等によって日本国内での生産活動の制限を課し直接投資を制約する作用をもっていたからである。)

ところで外資法における直接投資の制約条項がアメリカによって容認されたことについては、まず外資法についてのアメリカ(外国資本)側の主要目的が収益金・元本回収金等の送金、(強制)収用の対価の送金に対して十分な保証を与えることであり、その点についてはアメリカ側の要望は外資法とその改訂⁽⁵⁴⁾によって充分実現していることを指摘しなければならないが、その他に、次の事情があったと推察される。アメリカの当時の対日政策からすれば日本産業の発展のために日本産業をある程度保護・育成することは容認すべきであったし、しかも当時のアメリカ資本にとっては、原油輸出・消費地精製を狙う石油産業等のごく一部を除けば、日本は直接投資先としては不十分かつ危険なもので、積極的な対象とはなっていなかった。日本経済はきわめて遅れた生産力水準と狭隘な国内市場のもとで苦悩しており、しかもアジアの政情は“冷戦”激化による政治的・軍事的緊張のもとできわめて不安定でアジア市場の早期開発は期待できなかったから、日本は資本の直接投下先としては市場面でも政治面でも不安定性・危険性が大きいものとされていた。この点、一応資本主義的体制としての安定を回復しE E C(→E C)を形成、その広領域での市場拡大を期待できたヨーロッパとは大きな相違があった。当時のアメリカ資本にとっては、外資法で保護された技術輸出による高率・高額の対価を取得する方がはるかに魅力的であったし、また、すでにみたような一部の農作物・原油・工業原料の日本への大量輸出の方がはるかに大きな関心事であった。アメリカは、アメリカ資本が直接強い関心をもつ点については、すでにみたように十分な法的措置を要求し実現しているのであり、それ以外では日本の要求を許容するのである。

なお、とくに直接投資の要求の強い石油業等の一部分野では外資法制定以前にすでに直接進出が始まっていたが、これについてはアメリカはその利益の保障を要求しており、また直接投資の要求

注(53) 外資法とは別に、「国際電信電話株式会社法」(52.8)や「日本航空会社法」(53.8)も、外国人・外国法人による株式取得の制限を規定している。

(54) 制定1年後(51.4)、【外資導入の促進のため一部を改正、【外国投資家の株式取得にかんする従来の認可制の対象範囲を狭くし、事前届け出制から事後届け出制へ変更した。

また、当初は株式については配当金の送金は保証されたが元本の送金の保証がなかったので、52年7月の外資法改正によって、株式の元本について「2年据置5年分割」による送金保証制度ができた。(60年には2年据置3年分割となり、61年には分割廃止、63年には据置廃止となる。)

が強まると制約条項の修正を要求していくのである。

外資法制定以前には、スタンダード・ヴァキュームの進出(49.2)を契機に、GHQの指示にもとづいて「外国人の財産取得に関する政令」(ポツダム政令)(49.3)が公布され、外資委員会の許可を条件として、外国人が株式・持分または事業のための権利等を取得し事業活動を行なうことが容認された。

また独占禁止法は、従来外国事業者と国内事業者との協定・契約のすべてを公正取引委員会の認可によるとしていたが、49年7月の変更のさい、GHQの指示によって届出制とするとともに、会社持株の制限を緩和し、外国資本の直接投資に対する従来の障害を除去した⁽⁵⁵⁾。

その後アメリカの強い要望によって実現した日米友好通商航海条約(53.10)は、各締約国の国民または企業が他方の締約国内で事業活動を行なうさいに“内国民待遇”を与えるという原則を認めた。この原則は外資法における制限条項とは相反するものである。もっとも日米友好通商航海条約も、この原則を前提したうえで、一定の事業について制限を加えることを容認していたが、条約発効のときにすでに事業を行ない、他方の締約国内で所有を行なっているものについては制限は適用しないと、それらの既得権を擁護した⁽⁵⁶⁾。

上のような複雑な推移は、アメリカが石油業のようにすでに直接投資を実施したものや直接投資を強く要望しているものに対してはその利益の保障・擁護を実現しようとしていることを示すものである。

ただし、全体としてみれば、わが国政府・財界は、外資法についても、それによる充分なる外資保護規定を利用して急速な外国技術の導入・外資借款を実現して重化学工業の“合理化投資”を推進するとともに、他面では一部分野を除外すれば、直接投資の制限条項をわが国企業の経営権を保持するために、当初アメリカが予想したよりもはるかに強力かつ有効に活用していったということができよう。

アメリカの多国籍企業の進出がヨーロッパ中心であって、日本についてはきわめて少なく、日本についての外資はヨーロッパに比べて外資借款、技術導入の比重が高かったことについては、55年以降を考察する別稿に譲り、ここでは外資法・外為法制定の背後に以上の事情があったことのみを指摘しておく。

〔II〕 国内政策

わが国政府は、この時期に重化学工業を中心とする生産力の発展・資本蓄積のための政策体系の整備を急ぐ。

注(55) 49年7月の独占禁止法の変更は、占領政策の「変更」に対応して日本側から動きの出たものであるが、GHQは48年8月、第6条の国際協調・契約等の認可制を届出制とすることを検討するよう指示し、この指示は独占禁止法変更にならぬ影響を与えた。(公正取引委員会『独占禁止政策三十年史』1977年、51～55頁。三和良一『昭和財政史(2)独占禁止』1977年、第4章第4節を参照。)

(56) 日米通商航海条約について経田連は、産業保護のために、外資法による投資活動を制限する権限を確保しようと強力に主張していた。(前掲『経済団体連合会十年史(上)』250～2頁)

(57) 渡辺洋三「石油産業と戦後経済法体制」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革8』1975年、東大出版会)は、石油産業の外資を擁護するために充分な各種の法的措置がとられたことを強調している。

(1) 長期設備資金供給体制の確立。

ドッジ・ラインによる復興金融金庫の廃止後、占領軍の管理する対日援助見返資金特別会計によって電力、海運等の重要産業への融資が行なわれたものの全体として「長期資金供給の空白」⁽⁵⁸⁾が続いていたため、この「空白」を埋め“合理化投資”を支えるために、国家が中心となって長期資金供給体制を確立していく。

①第1は「財政投融资」の機構の確立である。財政投融资は、規模を51年度以降急激に拡大するとともに機構的に整備され、昭和28年度予算で「財政投融资」計画という統一された形で登場する⁽⁵⁹⁾。一方では、従来より日本独自の制度として存在していた資金運用部資金を中核として、簡易保険資金、政府保証債・政府保証借入金を加えて資金供給の機構を確定するとともに、他方では、財政投融资の対象またはパイプとなる機構を新設・整備した。

この時期に最大の役割を果たしたのは、政府金融機関の日本開発銀行である。開銀は51年4月、占領終了を前に、長期資金を産業開発・経済社会の発展のために供給し、民間金融を「補完」・「奨励」するという目的⁽⁶⁰⁾をもって資本金100億円をもって設立され、復興金融金庫の貸付残高（787億円）、見返資金特別会計の私企業貸付残高（1,345億円）等を継承していった。開銀は直接、電力・鉄鋼・海運（造船）・石炭の4重点産業を中心とする“合理化投資”のために巨額な長期資金を供給するとともに、民間金融機関との協調融資体制をつうじ政府の意図にそくして市中資金を動員していく⁽⁶¹⁾。「先導的機能」を果たし、重要産業の巨大企業に融資を集中させるうえできわめて重要な役割を演じた。『昭和29年経済白書』は「開発銀行から10の資金が出ると、政府が金を出さなければということでは市中銀行も協調融資に応じて10の資金が貸出され、その他社債などを含めると総計28の投資が行われる結果となった⁽⁶²⁾」という。さらにまた、開銀法の改正（52年、53年）以降は、外資導入の公的仲介機関となり、外資導入に対して重要な役割を果たす。この時期に始まる世銀借款では、開銀は政府保証のもとに世銀資金を借入れてそれを民間企業に転貸するという形式がとられた⁽⁶³⁾。

また、政府金融機関・日本輸出銀行が、当時の中心課題である重化学工業製品の輸出（プラント輸出）促進のための長期輸出金融を実施する目的で創設され（51.2）、翌年には日本輸出入銀行と改組され輸入金融も行なうこととなる。

この他、この時期の財政投融资の整備にともない、「政府関係機関」では国民金融公庫（49）・住宅金融公庫（50）・農林漁業金融公庫（53）・中小企業金融公庫（53）の設立と国鉄、電々公社の機構整備が行なわれ、「特別会計」では特定道路整備事業特別会計の設立（52、後に日本道路公団）が、また「公団等」では帝都高速度交通営団の組織変更（51）が、「特殊会社等」では電源開発株式会社（52）

注（58） 前掲『日本開発銀行十年史』12頁。

（59） 「現在一般に理解されている意味での財政投融资の概念は、昭和28年度予算に関連して形成されたものである。」（大蔵省関係者による福島量一他共編『財政設融資』1973年、1頁。）

（60） 前掲『日本開発銀行十年史』序2頁。

（61） 同上、69頁。

（62） 『昭和29年経済白書』14頁。

（63） 前掲『日本開発銀行十年史』第2編第2章「外資関係融資」を参照。

・日本航空株式会社(53)の設立が、あい
つ⁽⁶⁴⁾いた。

51年度～53年度における全産業の設備資
金調達実績(純増加額)をみると、設備資
金調達総額15,514億円のうち、内部資金
(推計)6,911億円に対して外部資金8,603億
円であるが、この外部資金のうちの⁽⁶⁵⁾半が政
府資金であり、この政府資金の規模は株式
・事業債の合計額2,754億円、全民間金融
機関の貸出総額2,864億円に匹敵するもの
である(第2表参照)。この他、資金運用部
による金融債引受分約937億円を加算する
と、全体の実に40%近くまでが政府資金に
依存しているといえる。⁽⁶⁵⁾「ドッジ・ライン
によって後退した国家資金による資本蓄積
がここに新たな装いのもとに再び檜舞台に登場することになった」といわれる所以である。

②他方、民間金融関係ではこの時期に長期信用銀行法が制定され(52.5)、日本興業銀行の再発
足、日本長期信用銀行の設立によって、金融債の発行にもとづく長期資金供給機構が確立される。
これら金融機関は、その金融債の財政投融资・資金運用部による引受けをつうじて政府資金の供給
をうけるほか、開発銀行との協調融資の中心的担手として、政府金融機関とともに長期資金供給に
おいて重要な役割を果たしていく。

また、国家金融機関の「補完」・「奨励」により民間金融機関の拡充もすすみ、都市銀行の日銀借
入に依存しての貸出拡張＝オーバー・ローンがほぼこの時期に定着し、これは55年以降の新鋭重化
学工業の創出において重要な役割を演じることとなる。

まさしく「国内資金の総動員体制」による⁽⁶⁷⁾“合理化投資”の促進・強化であった。

(2) 税制上の資本蓄積促進措置。

この時期に、資本蓄積促進の租税特別措置が急速に整備・拡充されていったが、これらはこの時
期の“合理化投資”のみではなく、55年以降における新鋭重化学工業創出・資本蓄積促進に対して
大きな役割を果たす。

①その第1は、特別償却制度の確立・強化と租税の特別減免措置である。

第2表 産業設備資金調達実績 (億円)

	1951年度	1952年度	1953年度	合 計
証券市場	634	1,028	1,092	2,754
事業債	304	378	300	982
株式	330	650	792	1,772
民間貸出	787	907	1,170	2,864
全国銀行	622	541	767	1,930
その他	165	366	403	934
政府資金	716	983	1,180	2,879
開 銀	202	314	550	1,066
復 金	△ 73			△ 73
見返資金	459	452		911
その他	128	217	630	975
外 資	4	47	55	106
以上小計	2,141	2,965	3,497	8,603
内部資金 (推計)	2,248	1,990	2,673	6,911
合 計	4,389	4,955	6,170	15,514

注 開銀調査部資料による純増加額。

出所 『日本開発銀行十年史』64頁。

⁽⁶⁶⁾

注(64) 前掲『財政設融資』を参照。

(65) 前掲『日本開発銀行十年史』64頁。

(66) 経済企画庁調査課編『戦後日本の資本蓄積と企業経営』(1957年、至誠堂)30頁。

(67) 前掲『日本開発銀行十年史』72頁。

51年度に、重要機械3年間5割増償却（特別償却制度の開始）と重要機械の輸入関税免除が実施されたが、さらに「企業合理化促進法」⁽⁶⁸⁾（52.3）によって従来の関連政令が整備・拡充され、重要産業（32業種指定）の「近代化」のための機械設備については初年度50%の特別償却と固定資産税の特別減免等が実施された。さらにまた、重要物産所得免税（指定重要物産の生産による所得の3年間免税）、輸出所得特別控除（輸出所得の80%または収入の3%を控除、免税）、増資配当の免税（資産再評価のさいの資本増加の一定部分の配当の法人税免除）も実施された。特別償却額は51年度以後急増し、51～55年度計で1,562億円にのぼる。輸出所得の特別控除、重要物産の免税所得、増資配当の免税所得の50～55年度総額は計748億円である。⁽⁶⁹⁾

同時に50年以降の資産再評価（第1～3次の積立累計1兆3,400億円、国税庁調べ）も旧機械設備の価値復元によって減価償却を促進、新規設備の取得を容易にした。

②第2は、各種の準備金・引当金の留保を認めることによる免税措置である。50～53年に貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金、渇水準備金（電力会社）等、各種の準備金、引当金等の制度があいついで創設され、これらの準備金、引当金が免税措置をうけたが、これら準備金・引当金総額は50年度の36.6億円から54年度には1,106億円へと急増し、50～55年度計の総額は4,055億円にのぼる。⁽⁷⁰⁾

上の①、②ともに、企業規模別にみると巨大規模企業の利用の比重が圧倒的に高いのであり、これらが巨大企業の資本蓄積・“合理化投資”に大いに役立ったことはいままでもない。これらの税制上の優遇措置は、財政支出による補給金と本質的には共通するものであり、補給金が「再び形をかえてあらわれた」⁽⁷¹⁾もので、「しかも補給金のばあいよりも監督に眼がとどかない欠点がある」といわれている。⁽⁷²⁾

(3) 独占禁止法の大幅変更。

“朝鮮戦争ブーム”の衰退、世界的景気後退、輸出競争の激化、国内での生産過剰傾向を背景として、52年4月講和条約発効の前頃から独占禁止法を大変更しようとする動きが活発化し、53年9月大幅変更が実施された。その基本内容は「商品の需給が著しく均衡を失した場合」に対処する「共同行為」（不況カルテル）と「技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため」の共同行為（合理化カルテル）を容認することと、株式の保有、役員の兼任、合併の制限を緩和すること、である。

朝鮮休戦傾向のもとでの設備過剰化のさいすでに、通産省は紡績業を中心に勧告操業短縮を指示し事実上不況カルテルが実施されていたが、独禁法の大規模変更はこの実績のうえに不況カルテルと合理化カルテルを法的に容認する他、株式所有等の制限を緩和したのであった。この大変更によっ

注（68） 前掲『企業合理化の諸問題』を参照。

（69） 前掲『戦後日本の資本蓄積と企業経営』104～5頁。前掲『日本開発銀行十年史』58～59頁。

（70） 前掲『戦後日本の資本蓄積と企業経営』104頁。前掲『日本開発銀行十年史』59頁。

（71） 林 栄夫『戦後日本の租税構造』（1958年、有斐閣）第2部第3章第2節を参照。

（72） 前掲『戦後日本の資本蓄積と企業経営』43頁。

て独禁法は形骸化され、その後独占的行動は大幅に容認されていった。

——以下次稿——

(本稿は、昭和62年度慶應義塾大学学事振興資金による研究補助をうけた研究の一部である。)

(経済学部教授)